平成２３年（フ）第３７号
相模原市緑区二本松４丁目16番３―402号
債務者　小崎　博子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４４号
相模原市中央区千代田７丁目６番16号　グリーンピア205
債務者　久山憲二郎
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７７７号
新潟県五泉市村松甲6370番地１
債務者　新保　康子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
新潟県三条市塚野目１丁目５番14―２号
債務者　長谷川芽妙
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１３２号
新潟県燕市秋葉町１丁目８番５号
債務者　石黒　慶子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７号
新潟県燕市燕3359番地５
債務者　柄沢　吉雄
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第９号
新潟県燕市分水大武５丁目１番２号　アパートメントハウス佐納１―３号
債務者　大橋　浩一（旧姓仲野）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第６５号
愛知県一宮市中島通５丁目６番地２
債務者　須田　智子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１２号
三重県松阪市高町185番地５　トライデンビル202号
債務者　松本　正光
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２４号
三重県松阪市駅部田町397番地２
債務者　森　　晃芳
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７号
山口県宇部市大字際波78番地14
債務者　島内　幸公
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２１号
北海道岩見沢市日の出北４丁目15番１―404号　市営住宅３号棟404号室
債務者　芳賀由香里
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第６号
北海道磯谷郡蘭越町字湯里89番地１
債務者　松田由樹英
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第５７号
仙台市泉区上谷刈５丁目26番16号　セルティ丸山202
債務者　畠山　圭太
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
宮城県黒川郡大郷町粕川字熊野脇34番地の３　おおさとハイツ101
債務者　種岡　俊裕
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
仙台市泉区館３丁目45番地の10
債務者　鈴木美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
仙台市太白区西の平１丁目19番32号　エクセル西の平Ｂ202
債務者　相場　靖子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
仙台市青葉区台原４丁目16番６号　ひまわり館106
債務者　井野口直行
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係